

**「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」  
(平成18年12月12日社会保障審議会福祉部会)のポイント**

＜介護福祉士関係＞

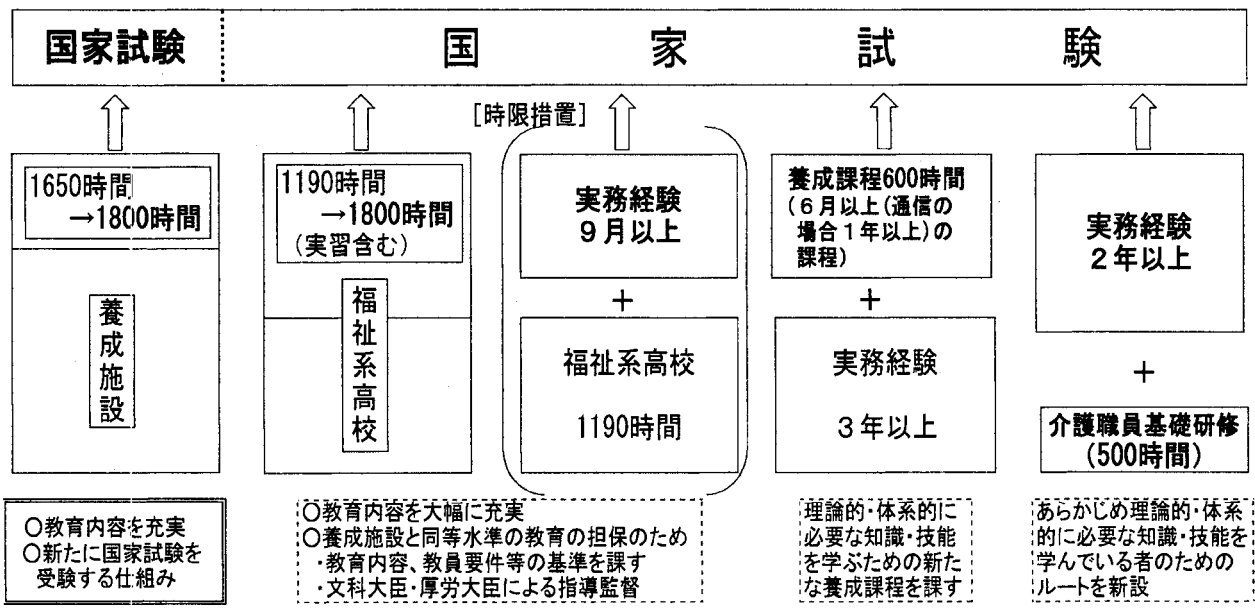
**意見書の位置付け**

○ 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方について、1988年(昭和63年)の制度施行から18年間の介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、特に養成の在り方を中心に、法律改正も視野に入れつつ、取りまとめを行ったもの。

**○ 介護福祉士制度の在り方**

高齢者・障害者に対する新しいケアモデルに対応できるような専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、少子高齢化が急速に進展する中での介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくか。

同等水準の教育内容が担保されることを前提として、多様な人材が介護福祉士として介護現場に入ってくる途を開いておくことが望ましい。資格取得のためには、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、一元化を図るべき。



**その他の事項**

- 求められる介護福祉士像を踏まえ、法律上の介護福祉士の役割、責務等の見直しについて検討するべき。
- 専門家による作業チームにおいて、引き続き、教育カリキュラムの見直しのほか、実習の在り方や国家試験の在り方について検討していくべき。
- より専門的対応ができる人材の育成のため、資格取得後に専門介護福祉士(仮称)の認定を行う仕組みについて、早急に検討を行っていくべき。

## 1 4. 介護支援専門員の質の向上等について

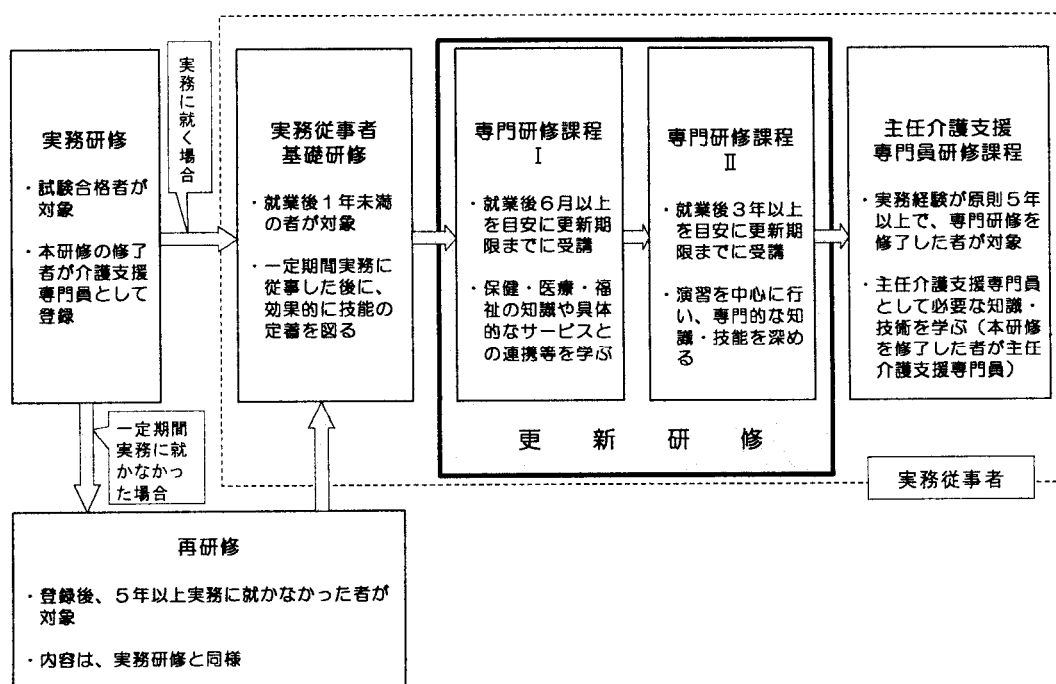
### (1) 介護支援専門員に対する研修の実施

介護支援専門員の資質向上については、高齢者に対して適切なサービスを提供する上で非常に重要であり、各都道府県における質の高い介護支援専門員の養成及び現に介護支援専門員として活動している者に対する十分な研修機会を確保することが求められる。

先般の制度改正に伴い、実務研修の充実や実務従事後1年未満の者を対象とした研修、更新時研修、実務研修修了後一定期間実務に就かなかった者に対する研修（再研修）、地域包括支援センター等に配置される主任介護支援専門員の養成研修の創設等介護支援専門員の研修体系を大きく見直し、今年度より「介護支援専門員資質向上事業」として実施しているところである。

各都道府県においては、以下の点について十分ご配慮いただいた上で、本事業を積極的に活用していただき、介護支援専門員がこれらの研修を受講する機会が十分確保されるよう配慮願いたい。

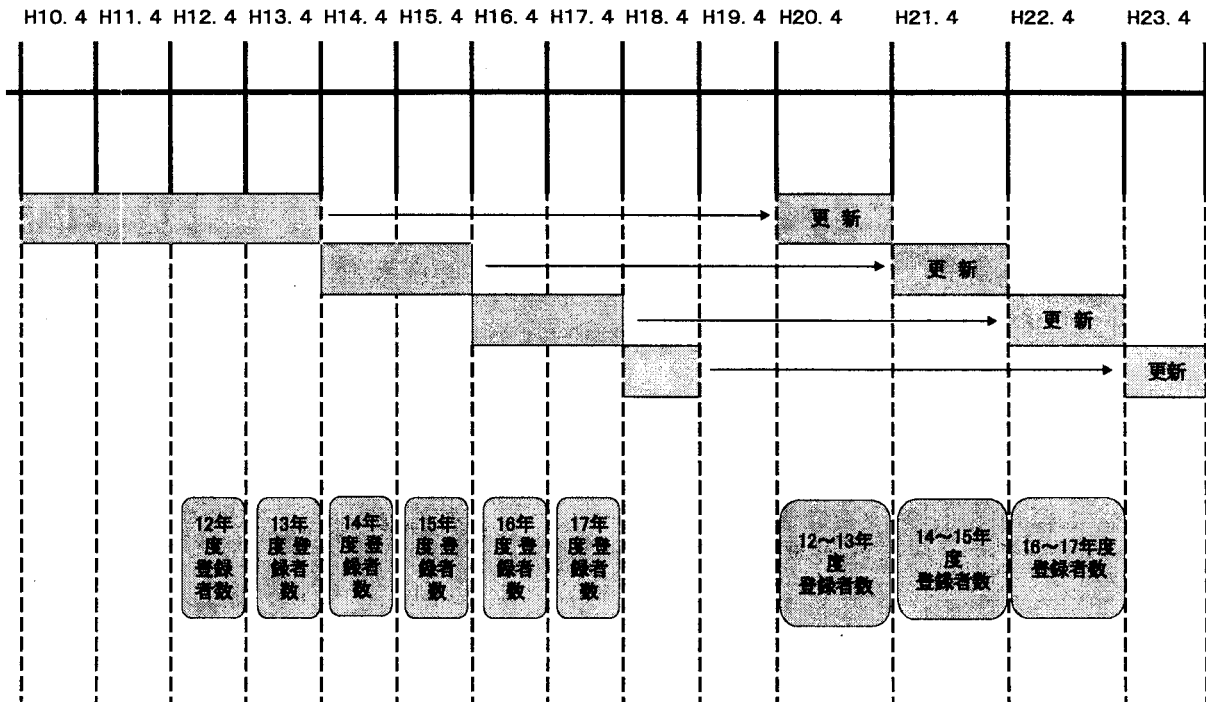
### 介護支援専門員の研修体系



## ア 介護支援専門員更新研修の計画的な実施等

先般の介護保険法改正により、介護支援専門員については資格の更新制度を導入し、更新時には研修を受講することを義務づけたところである。この資格の更新時期については、平成18年3月31日以前に介護支援専門員として登録されている者の経過措置として介護保険法施行令附則第21条に規定されており、平成20年4月1日以降、順次更新時期を迎えることとしている。これらの更新時期を迎えた者が適切に更新手続きを取れるよう、更新の対象となる者への更新制度についての周知をさらに徹底していただくとともに、更新研修の受講希望者が研修を受講できないということのないよう、更新研修等の計画的な実施をお願いしたい。

### (参考)介護支援専門員更新時期の設定について



その際、現任の介護支援専門員が受講しやすいような研修日程の工夫や、更新研修を受講しようとする介護支援専門員が就業都道府県（就業していない場合には居住都道府県）と登録都道府県が離れている場合などには、当該介護支援専門員の申

請により名簿を移転し、身近な就業都道府県等で研修の受講や更新手続きを行うなど、対象者が更新手続きを行うにあたり支障が生じないよう配慮されたい。

また、更新研修の受講にあたっては、実務経験の有無により受講する研修内容が異なることから、こうした確認が容易になるよう、平成18年度以降は介護支援専門員の配置が位置づけられているサービス・施設については、配置されている介護支援専門員の情報を届け出ることとしているので、介護支援専門員が就業する時だけでなく、当該事業所を辞めたり、異動した場合にもこうした届出が徹底されるよう、再度、管内の事業所・施設に対し周知を図られたい。

## イ 主任介護支援専門員の養成

平成18年度より、介護支援専門員のキャリアアップの一環として主任介護支援専門員を位置付け、地域包括支援センターへの配置を義務づけるとともに、主任介護支援専門員が管理者であること等を要件の1つとする報酬上の加算（特定事業所加算）を創設したところである。

地域包括支援センターにおける「主任介護支援専門員に準ずる者」については、ケアマネジメントリーダー研修未修了者の特例措置について、平成19年度末までに主任介護支援専門員研修を修了することを条件に1年間延長したところである。また、居宅介護支援の特定事業所加算の要件の一つである管理者要件の経過措置が平成18年度で終了し、平成19年度以降は管理者が主任介護支援専門員でなければ特定事業所加算を取得できないこととされている。

こうしたことから、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たし、当該研修の受講を希望する者が漏れなく研修を受講できるよう、各都道府県においては、主任介護支援専門員の研修実施にあたって支障が生じることのないよう万全を期されたい。

## (2) 第10回介護支援専門員実務研修受講試験

第10回介護支援専門員実務研修受講試験については、本年の10月28日（日）を

予定（正式には別途通知する予定）しているもので、各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日付老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）及び別添「平成19年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール」に基づき、適切な実施をお願いしたい。

また、第9回の試験において、合否判定における事務処理上の不手際により、合格者と不合格者を取り違えるという事案が発生したところである。このような事案が二度と発生しないよう、各都道府県におかれては、改めて試験事務の実施体制の整備等について万全を期されたい。

平成19年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 ( <small>(財)</small> 社会福祉振興・試験センター)
12月 ～ 3月	・試験の年間スケジュール提示	・試験センターと試験問題作成等事務の委託契約締結調整	・各県と試験問題作成等事務の受託契約締結調整
4月	・試験日及び試験範囲の通知	・委託契約締結 ・受験要綱準備	・受託契約締結 ・問題作成(4月下旬～7月下旬)
5月		・受験申込み受理(5月～7月末) ・受験資格審査(5月～8月末)	・都道府県に答案データの提出依頼
6月			
7月			・都道府県に問題必要部数報告の依頼
8月	・都道府県に試験本部登録の依頼	・試験センターに問題必要部数を報告(28日)	・都道府県に納品等について連絡
9月		・厚生労働省に試験本部登録	
10月	・都道府県に受験者速報の依頼	・試験問題受領 (試験日3日前)	・都道府県に試験問題発送の連絡 ・都道府県に試験問題発送
<b>試験実施(10月28日)</b>			
	・受験者速報の公表	・厚生労働省に受験者速報の報告	
11月	・都道府県に合格者数の報告の依頼	・試験センターに答案データの提出(2日まで) ・試験の採点、合否判定	・合格基準の設定 ・都道府県に正答番号及び合格基準を通知(22日午前)
12月	・合格者数の公表 ・平成20年度の試験期日の確認等	・合格発表(全国統一)(10日) ・正答番号及び合格基準の公開(10日) ・厚生労働省に合格者数の報告 ・都道府県において順次実務研修実施(12月～平成20年度)	

## 15. 有料老人ホーム・特定施設に係る制度の的確な施行について

### (1) 制度の適切な施行について

平成18年4月に改正老人福祉法、改正介護保険法が施行され、有料老人ホーム及び特定施設入居者生活介護に係る制度も大幅に改正された。これらの制度改正に対応するため、多大な尽力をいただいているところであるが、制度の的確な施行に関し、以下の点について改めて周知させていただきたい。

#### ア 特定施設入居者生活介護事業者の指定について

第三期介護保険事業計画期間より、介護専用型特定施設及び混合型特定施設についても、介護保険事業計画で定める必要利用定員総数を超える場合には指定をしないことができることとなった。

事業者の指定は、介護保険制度の安定的な持続の観点からも計画的に進められるべきものであるが、真に必要なサービスニーズがある場合には、それらに的確に応えることが必要である。

特定施設入居者生活介護事業者の指定についても、今後自宅や施設以外の多様な住まいのニーズが高まってくる可能性があることを十分斟酌した上で、適切に指定事務を行っていただきたい。

#### イ 適合高齢者専用賃貸住宅等の関係の確認について

##### (i) 包含関係について

老人福祉法において有料老人ホームの定義から除外される高齢者専用賃貸住宅は、平成18年厚生労働省告示第264号に規定する基準を満たすことを要件としているものである。

適合高齢者専用賃貸住宅（以下「適合高専賃」という。）とは、基準に適合している旨の届出をしてはじめて適合高専賃となるのであり、適合高専賃になれば、特定施設、すなわち住所地特例の対象施設として扱われることになる。さらに、適合高専賃の事業者が特定施設入居者生活介護事業者となるためには、別途、特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けることが必要である。

## (ii) 関係の再確認と情報の共有

事業者等の間でも、適合高専賃の理解や、「特定施設」と「特定施設入居者生活介護事業者」の包含関係の理解等が十分に浸透していない面もある。このため、(別紙1)のとおり概略図を作成したところであり、各自治体においても、この概略図を参考としつつ改めて関係を確認し指導を行っていただきたい。なお、この内容については、国土交通省からも各都道府県住宅部局に周知される予定であるので、福祉・住宅両部局で連携を図っていただくよう併せてお願いする。

## ウ 有料老人ホームの情報収集と届出の徹底

有料老人ホームの定義の見直しに伴い、特に、昨年度までは届出義務がなかった施設についての情報収集、及び有料老人ホームに該当する場合の届出を的確に実施する必要がある。これについては、昨年6月に開催した担当者会議においても周知したところであるが、自治体のマンパワー不足等もあり、必ずしも把握が十分に進展しているとはいえない状況にある。

こうした中、「市町村及び介護サービス事業者からの情報収集や市民からの連絡(福島県)」、「県の出先機関の職員による直接的な情報収集と、市町村及び介護サービス事業者からの情報収集を併用(岩手県)」するなどして、情報収集と届出が進んでいる自治体もある。このように、施設の把握にあたっては、行政職員が直接情報収集を行うだけでなく、介護サービス事業者や医療関係者等の様々なネットワークを活用して情報提供を呼びかけることが有効であると考えられる。「有料老人ホームの定義の見直しに関する周知について」(平成18年9月25日付事務連絡)で、定義変更を周知するチラシの例(別紙2)をお示ししたので、これらも活用しつつ、引き続き適切な対応をお願いしたい。

## エ 入居一時金の保全措置について

先般の制度改正により、新たに有料老人ホームを設置する者については、入居時の一時金の保全措置が義務化された。そして、具体的な保全方法に



ついて、①銀行等の連帯保証、②親会社の連帯保証、③保険事業者との保証保険契約、④公益法人との保全契約に加え、昨年9月に⑤金融機関との信託契約による方法を追加した。これらの保全措置に関して照会が寄せられていることから、「有料老人ホームの一時金保全措置について」（平成19年1月29日付事務連絡）（別紙3）において、銀行等の連帯保証、保険事業者との保証保険契約、金融機関との信託契約による方法について、基本的なスキームの例をお示ししたところである。これらを参考としつつ、引き続き適切な指導を行っていただきたい。

## （2）有料老人ホーム・特定施設の質の向上

昨今、不衛生な環境の放置や、身体拘束、職員による入居者の所有物・金銭の窃盗等、不祥事が明らかになるケースが見受けられる。高齢者福祉を標榜する施設が、身体的、社会的に弱い立場にある高齢者を不適切に処遇することは容認されざるものであり、質と信頼性の向上により一層取り組んでいく必要がある。

今後、事後の摘発のみならず、不祥事を未然に防止するため、経営者等に対する講習・研修を実施するなど、健全な経営と福祉の確立に向けてご尽力いただきたい。

## （3）住宅担当部局との連携について

### ア 実務面での連携

住生活基本法に基づく住生活基本計画の策定、地域ケア整備構想（仮称）の策定にあたり、福祉部局、住宅部局両部局が連携して検討を進めていくことについては、既に各所で周知しているとおりである。

特に有料老人ホーム、特定施設の分野においては、高齢者専用賃貸住宅が対象に加わったこともあることから、より緊密に連携を図ることが必要である。

### イ 地域課題の解決のための総合的な連携

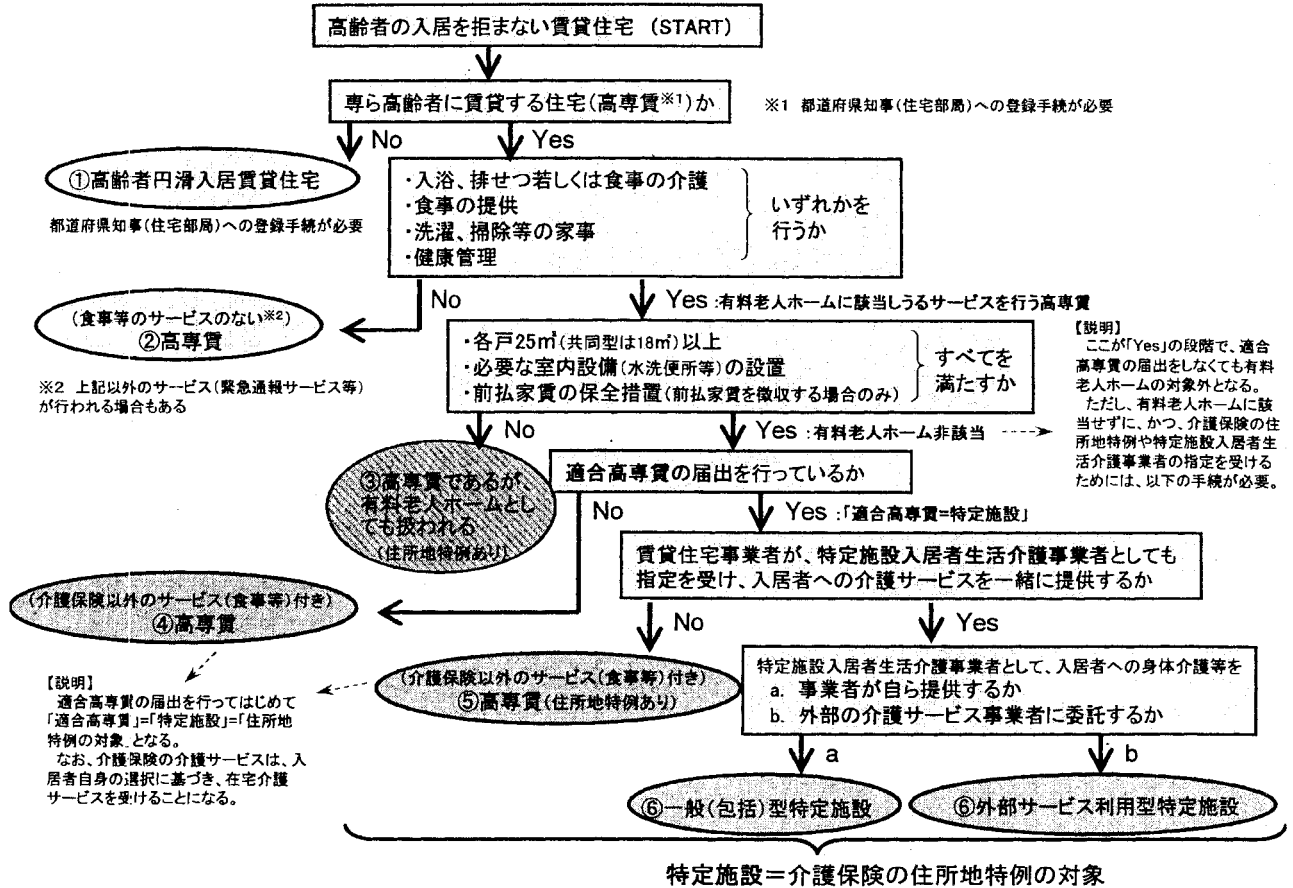
ニュータウン居住者の一斉高齢化、中心市街地の活力低下、過疎化の進

展など、地域が抱える課題は複雑化、多様化してきていることから、部局の枠を超えた総合的な取り組みが求められるようになってきている。国のレベルでも特定施設の適合高齢者専用賃貸住宅への対象拡大をはじめ、国土交通省との連携を進めてきたが、さらに、本年度より両省が共同し、モデル地域となる自治体とともに「在宅・長寿の我がまちづくり」の検討を行っているところである。

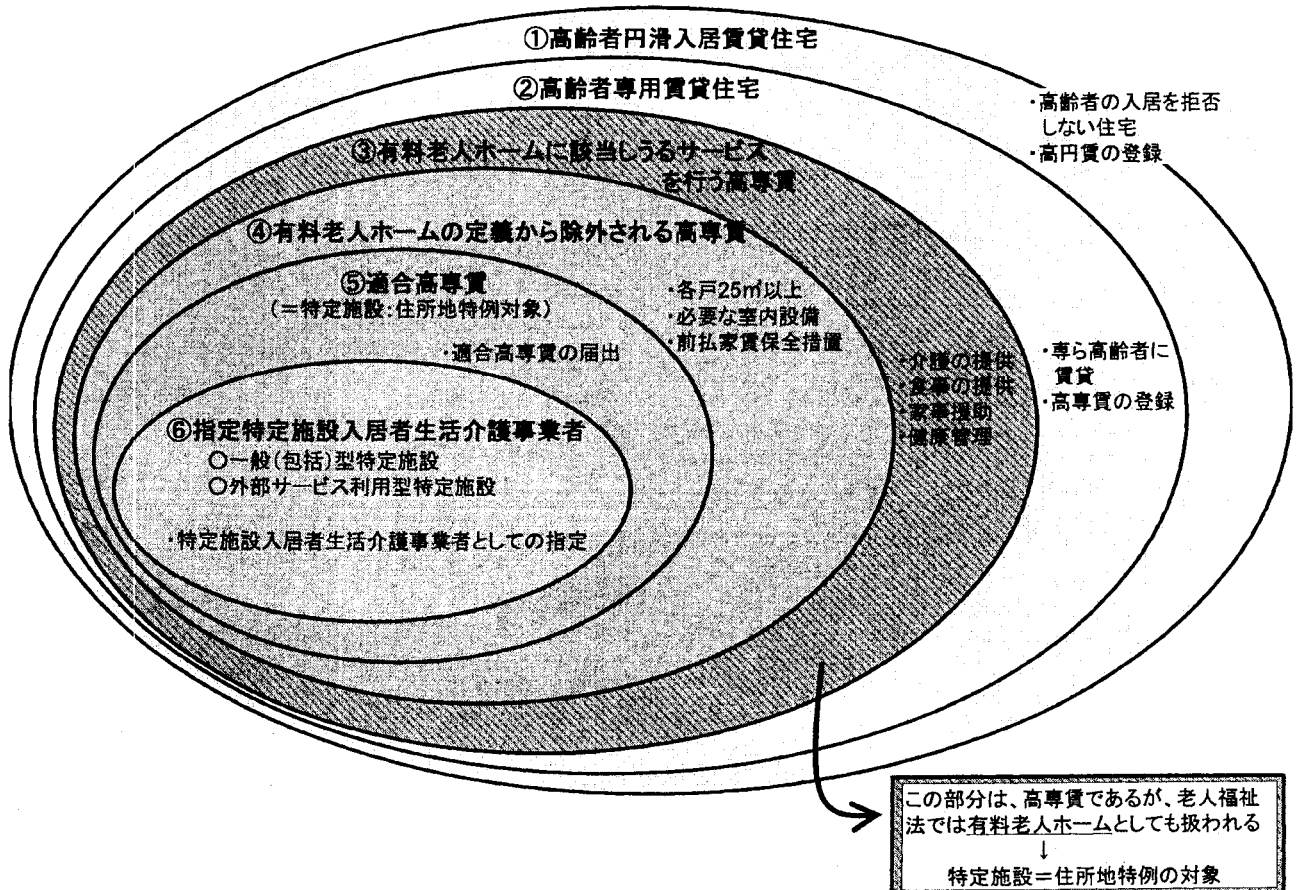
国土交通省が支援しているまちづくり交付金、地域住宅交付金でも、ハード整備だけでなく、自治体独自の提案事業に対して比較的柔軟に支援できるものとなっている。また、財政面以外でも、神戸市において、高齢化が進んだ公営住宅の空き住戸を「あんしんすこやかルーム」として見守り推進員の事務室とすることが特例的に認められるなど、成果が生まれ始めている。

支援する制度も柔軟になってきていることから、それぞれの地域で工夫を凝らした取り組みをお願いしたい。

# 高齢者向け賃貸住宅と特定施設の関係の整理(フロー図) (別紙1)



## 高齢者向け賃貸住宅と特定施設の関係の概念図



老人福祉法改正により

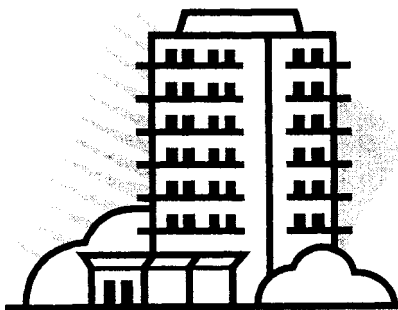
平成18年4月から

# 有料老人ホームの 対象が拡大しました



有料老人ホームに該当する場合には、  
さまざまな手続きが必要になります。

詳しくは、裏面をご覧ください。



厚生労働省・〇〇県

## 「有料老人ホーム」の対象はこうに変わりました

有料老人ホームとは、老人福祉法第29条において、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう」と定義されています。

これまでは、人数が10人以上であること、食事の提供を行っていることが要件となっていました。老人福祉法の改正により、平成18年度から有料老人ホームの対象が拡大されました。

平成18年4月から

○人数要件：なし  
(1人からでも対象になります)

○サービス要件：  
次のいずれかを行っていること

- ① 食事の提供
- ② 介護の提供
- ③ 洗濯、掃除等の家事
- ④ 健康管理

※これらのサービスの提供を、(1)委託で行う場合や、(2)将来これらのサービス提供を行うことを約束する場合も該当します。

これまで

- 人数要件：  
10人以上の高齢者を入居させていること
- サービス要件：  
食事の提供をしていること



法律の改正

ただし、以下のものは有料老人ホームの対象から除外されています。

- ・老人福祉法で規定する老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど）
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・サービス提供（①～④）を行う高齢者専用住宅のうち、一定以上の床面積等を有するもの

## 「有料老人ホーム」に該当する場合、諸手続きが必要です

- ・ 都道府県知事への設置届  
(平成18年3月以前に業務を開始したものについても届出が必要です。)
- ・ 帳簿の作成と保存
- ・ 重要事項説明書の作成と情報開示
- ・ 入居一時金の保全措置（入居一時金を受領する場合のみ）
- ・ 有料老人ホームの類型表示 など

まず、下記部局までお問い合わせ下さい。

お問い合わせは

〇〇県〇〇部〇〇課 ××担当  
〒000-0000 〇〇

TEL 〇〇〇-△△△-□□□□ (内××××)

(別紙2)